

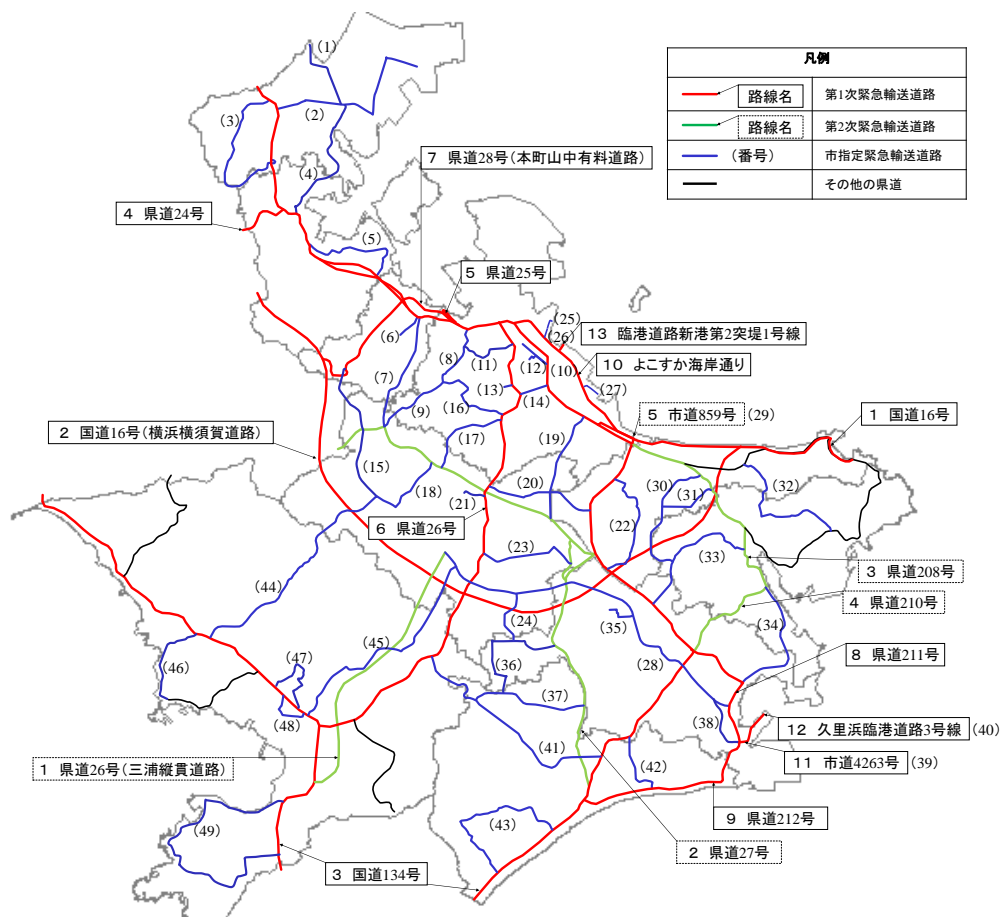
緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化に御協力ください

緊急輸送道路沿道建築物とは？

緊急輸送道路とは、震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の大動脈となる幹線道路をいいます。震災の被害を最小化し、早期復旧を図るためには緊急輸送道路沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することがとりわけ重要です。

■横須賀市における緊急輸送道路

本市においては第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、市指定緊急輸送道路の全線を緊急輸送道路としています。路線の詳細については、横須賀市耐震改修促進計画の資料3をご覧ください。



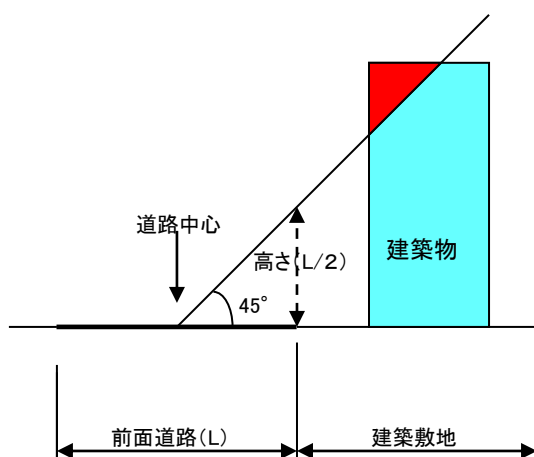
■ 道路閉塞のおそれのある建物とは

緊急輸送道路沿道の建築物のうち、次の全てに該当する建築物は震災時に倒壊により道路を閉塞するおそれがあり、その建物所有者は、耐震改修促進法第6条の規定により、その建築物について耐震診断をおこない、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることとされています。

- 1、昭和56年6月1日施行の改正建築基準法以前の耐震基準で施工した建物
- 2、建物高さが前面道路幅員に対して、一定以上の建物（下図参照）

① 前面道路幅員(L)が12mを超える場合

道路中心から斜め45°に引く斜線に
当たる建築物



② 前面道路幅員が12m以下の場合

敷地と道路の境界から道路の反対へ6m進んだ
位置から斜め45°に引く斜線に当たる建築物

